

平成 27 年度第 3 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

平成 27 年度第 3 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 27 年 9 月 2 日（水）午後 6 時～8 時 00 分

場 所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者

[委 員] 向田 直範 会長

矢吹 徹雄 副会長

植松 美由紀 委員

村上 岑子 委員

斯波 悦久 委員

[事務局] 総務部長 佐々木 隆哉

同部情報政策課長 椿原 功

同課文書・統計担当 主査 工藤 隆之

同課文書・統計担当 主事 波 京平

[諮問課] ①情報政策課 課長 椿原 功、作田 洋二、宮本 智徳、工藤 一也

傍聴者 1 名

議 題

【諮問】

- 1 石狩市個人情報保護条例及び石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案について（総務部 情報政策課）

○第 3 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】一日のお仕事でお疲れのところ、ご苦勞様でございます。開会の時間となりましたので、ただいまより平成 27 年度第 3 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。はじめに会長の向田よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】皆さんこんばんは。お忙しいところ、今日はあいにくの土砂降りの中お越しいただきありがとうございます。今日は技術的な話がたくさんありまして、いろいろ我々も勉強しながらいけないことになると思いますが、時間を取ってじっくりやりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【椿原課長】それでは本日は石狩市個人情報保護条例及び石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案について、1 件のみのご審議をいただきます。では諮問をお願いします。

【佐々木部長】＝諮問書読み上げ＝

【向田会長】それでは諮問を受けましたので、本日の資料の説明をお願いします。

【椿原課長】それでは本日配布しました資料の確認をいたします。一枚ものの会議次第。このほかには、右上に書類番号を振っております資料が、資料番号 1 から 5 まで配布しているはずですが、みなさまでございますでしょうか。

【向田会長】それでは諮問課より説明をお願いします。

【椿原課長】はい、私、情報政策課、椿原でございます。私から今回の諮問内容についてご説明申し上げます。まずは今回この諮問にいたった経緯などについて、私からまずお話をさせていただきます。本日は石狩市個人情報保護条例の一部改正とそれに伴う石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正について、この 9 月の第 3 回定例市議会に上程することになりまして、そのご報告をするとともにマイナンバー制度における特定個人情報の取扱いについて資料を交えてご説明申し上げます。

特定個人情報というのは、個人番号というのが新たに住民票を有するすべての者に付番されまして、それにいままでの個人の情報が組み合わされているものと認識していただければよろしいかと思います。まず条例の改正についてでございますけれども、この改正が必要となった経緯からご説明申し上げます。一般的に番号法と言われてはいますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という長い名称の法律でございます。これが平成 25 年に公布され、今年の 10 月 5 日から一部施行されることとなり、マイナンバーと言われております個人番号が市町村において付番され保有されることとなりました。この個人番号は住民票を有するすべての者に付番されるものでありまして、重複はなくこの個人番号だけで個人を特定することが出来るようになります。また、この個人番号を利用することによって、社会保障・税・災害対策の分野において国民の利便性が高まりまして、公平な給付と負担の実現が図られるとされております。

具体的に申し上げますと、例えば市は住民税賦課業務におきまして、確定申告書や給与支払報告書、年金支払報告書などに記載されている申告書の氏名・住所・生年月日・性別などの情報に基づいて名寄せをして所得情報等の住民税賦課に当たって必要な情報を把握しています。しかし、名寄せ作業では各申告書に記載された氏名などにおいて、婚姻等による氏名の変更ですとか引越しによる住所変更ですとか、漢字の形が違う場合ですとか、住所の記載内容が違うですとか、そういう理由によって同一人であることの識別がなかなか容易ではありません。場合によっては申告書を提出した機関への確認を行うため、名寄せ作業には多大な時間を要することになっております。これらの事務が番号制度導入後は各機関から提出される申告書に個人番号が付記されておりますので、各申告書が同一人物であるとの識別作業が非常に容易になりまして、場合によっては業務システムの自働処理での判定も可能

となりまして、業務の正確性と効率化が図られるということになります。

また、これもよく言われる事例なのですけども、年金の手続きを年金事務所で行おうとしますと所得や住所などの情報を市役所で入手しまして、申告書と一緒に提出する必要がございます。年金事務所では提出された申告書と添付書類を確認して、氏名・住所・生年月日などから本人の情報であることを確認して、それから手続きをすることになります。個人番号が利用されるようになりますと、年金事務所で申請書に個人番号を記載して提出することによって、年金事務所が個人番号を用いて所得や住所に関する情報を市町村に対して情報提供ネットワークという、新しい情報をやり取りとりするネットワークが構築されるのですが、それを介して照会して手続きを進めることになるため、申請する国民の側や手続きをする役所側の双方で省力化が図られるということになっております。

このように非常に利便性の高いシステムではありますが、反面、国民からして見ますと国において個人のさまざまな情報が個人番号を用いることによって、国に集約管理され、個人番号を用いてありとあらゆる事柄について、紐付けされるのではないかというような懸念が生じるころではございます。そこでマイナンバー制度では個人番号を含む情報、先ほども申しましたがこれを特定個人情報と申しますが、これにつきましてはこれまで同様、市町村にて情報を保有管理することとしておりまして、国で情報を集約して管理することはないようになっております。

また個人番号の利用範囲を限定して利用目的以外の目的で利用することは厳しく禁止されるということになってございます。こうして制度面での安全確保は既存の個人情報保護法制を個人番号に関する部分について、番号法の規定で読み替える対応で措置しております。既存の個人情報保護法制とはいったい何なのかということについては後で説明いたしますが、国の機関に

においては行政機関個人情報保護法、資料番号で言うと 2 の 2 ページ目の三角形みたいなところを見ていただきたいのですが、行政機関個人情報保護法という法律が下のほうにあって、国の行政機関に関する法律です。独立行政法人については、独立行政法人個人情報保護法という法律があります。その他一般の国民や事業者については、個人情報保護法という言う法律の枠組みの中で管理されます。私たち地方公共団体につきましては個人情報保護に関する国の法律が出来る前から条例で制度が始まっておりますので、一番右の地方公共団体と書いてある枠組みのところに該当するのですが、ここについては今回の国の法律は適用されないという風になってございます。すべてが適用されないというわけではなのですけれども、されない部分がありますという風になっております。その部分は各々の地方公共団体で対応しなければならないということになってございます。また私たち地方公共団体の条例は番号法によって直接読み替えられることはないので、法の趣旨を踏まえまして地方公共団体ごとに条例改正の必要が生じたということで、このたびの条例の一部改正に至っております。

では情報政策課の文書・統計担当の作田主査よりこのたびの条例改正の一部改正のポイントについてご説明を申し上げたいと思います。

【作田主査】それでは私のほうから条例改正の具体的な措置について、ご説明差し上げたいと思います。資料の 2 の 4 ページをご覧くださいませでしょうか。上から①目的外利用、②提供の制限、③開示、訂正・利用停止請求における任意代理人の追加、④利用停止請求、⑤開示請求手数料の減免、⑥他の法令による開示の実施との調整。次のページに移りまして、⑦開示・訂正時の移送を行わないこと、⑧訂正の通知とございますが、こちらの項目について番号法で既存の法律、行政機関個人情報保護法、独立行政機関等個人情報保護法、それと個人情報保護法の 3 つの法律を読み替えて実施することになるので

すけれどもその一つ一つについて、簡単に説明申し上げたいと思います。

まず目的外利用に関しては、既存の条例では(1)法令等の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。(2)本人の同意に基づいて利用し、又は提供するとき。(3)出版、報道等により公にされている個人情報を利用し、又は提供するとき。(4)個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合において利用し、又は提供するとき。(5)審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するときに利用することができますが、特定個人情報に関しては人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときのみとなります。しかも情報提供等記録、これはいわゆるアクセスログのことですが、こちらに関しては一切の目的外利用が禁止されます。これを条例の第 30 条の 2 の規定を追加して読み替えることとしています。

次に提供の制限についてですが、既存の条例においては先ほどの 5 つの類型以外で提供することができなかったわけですが、特定個人情報については、この類型を一切考慮に入れず番号法第 19 条の各号に列挙されている場合にのみ提供できます。こちらは第 30 条の 3 の規定を追加して読み替えております。

次に既存の条例では開示請求などをする場合、任意代理人の申請は認めていないのですが、特定個人情報については情報提供ネットワークシステムの導入に伴い不正な情報提供等がなされる懸念があり得ることから、本人参加の権利の実質的な保障が重要であるということ、それと個人番号が利用される社会保障・税分野の手続は、専門家である税理士などの代理人に手続を委任するニーズが高いことから、開示請求等についても税理士などの任意代理人を認める必要があることから任意代理人による申請を認めることとして

おります。情報提供等記録に関しては利用停止請求について、規定されてお
りませんが、これは次に説明いたしますが情報提供等記録は利用停止請求自
体を認めていないので、任意代理人の請求の規定も記載がないということに
なります。

次に利用停止請求ですが、既存の条例では第 8 条に規定されている収集の
制限に違反した場合、第 10 条に規定されている利用及び提供の制限に違反
している場合、利用停止の請求が出来ることとなっています。そのことのほ
かに番号法第 20 条の規定に違反して収集されている場合などを加えており
ます。さらに情報提供等記録に関しては、情報提供ネットワークシステムに
おいて自動保存されるものであり、不法・不正な提供がなされていないか、
システム運用上支障の生じる提供がなされていないかなどを確認するため
に、情報提供等の記録を利用し続ける必要性が極めて高いため、利用訂正の
請求を認めておりません。こちらは第 30 条の 4 で読み替えております。

次に開示請求手数料の減免規定ですが、既存の条例には開示請求にかか
る手数料をそもそも規定していないので新たな規定は設けておりません。

次に他の法令による開示の実施との調整ですが、国の法律にもございま
すが、他の法令等で閲覧等の開示の手続きが認められている場合、個人情報保
護条例などに基づいて開示を重ねて認める必要性がないことから、開示を行
わない規定でございします。特定個人情報の場合、マイナポータルというネッ
トのサイト上で、自己情報の閲覧ができることから、調整規定を置いてあえ
て請求できなくさせる意味合いが薄いため適用除外としました。こちらは第
30 条の 7 で読み替えております。

第 30 条の 7 では他に第 11 条と第 12 条についても特定個人情報について
適用除外としております。第 11 条に関してはオンライン結合の禁止規定で
すが、特定個人情報はオンラインでのやり取りが前提ですので、適用除外と

しました。また第 12 条については提供先の措置の要求ということで、実施機関が裁量で提供した場合等に提供先に安全管理等の措置を要求する規定でございます。特定個人情報については裁量で情報を提供するケースが想定されず、番号法 19 条に列挙された場合のみ提供できることから、この規定は不要となりましたので適用除外といたしました。

次に開示・訂正時の移送の規定ですが、移送というものは国の省庁において開示請求等があった場合、元のデータがある省庁に請求自体を送ってしまうという制度です。既存の条例に規定がないこと、今後もしないことから規定の追加はしておりません。

最後に訂正の通知ですが、国においては行政機関個人情報保護法において規定されておりまして、訂正請求があって、訂正の決定があった場合、すでにその情報が他の実施機関に提供されている場合、その提供先の行政機関等において誤った個人情報が利用されることを予見することができる場合には訂正したことを通知するという制度でございます。既存の条例には規定がなかったので、第 30 の 6 で追加しております。以上で条例の改正について説明を終わります。

【樺原課長】いま作田主査のほうから説明のありました内容が今回の条例改正の部分の内容でして、資料の 1 の中の審査会条例をのぞく形での説明になっております。さらにかいつまんで申し上げますと番号法と石狩市の個人情報保護条例とで番号法に添った形で改正しなければならないのが特定個人情報の部分の規定になりますので、ピッタリ番号法に寄り添った形で運用が出来るように、その部分を改正しているということでございます。

【村上委員】基本的なことですけど、資料 2 の 4 ページの表の中の条例と第 30 条の 2 となっていますが、この条例というのは石狩市個人情報保護条例ということですね。

【椿原課長】 はい。

【村上委員】 条例がこういう風に言うことですか。

【椿原課長】 はい、そうです。

【村上委員】 個人情報保護審査会条例という部分は、後に出てくるのですね。

【椿原課長】 審査会条例の部分については、追加になっている部分はいったい何なのか
ご説明申し上げます。

【村上委員】 この条例第 30 条というのは石狩市個人情報保護条例ということになりますね。

【椿原課長】 それでは、わたくしのほうからはこの先の書類番号 3 から 5 について順番
に説明していききたいと思います。一部不要なところは飛ばしながら、ポイント
をかいつまみながら説明させていただきたいと思います。

それでは書類番号 3 をご覧ください。この資料は国の特定個人情報保護委員会
が作成をいたしました、特定個人情報の適正な取扱いについてのガイド
ラインの概要となっております。個人番号が実務の現場で取り扱われるため
の基本的な指針を示している、そういった資料でございます。ではこのガイ
ドラインを元にポイントとなる部分についてご説明いたします。ポイントを
説明するため一部ページを飛ばすことがありますので、あらかじめご了承を
いただきたいと思います。

ではまず 3 ページをご覧くださいと思います。ここでは罰則の強化に
ついて記載されておまして、既存の法律における罰則、番号法で新たに定
められた罰則を比較しております。例えば項番①のように、既存の同種の法
律より場合によっては 2 倍に当たる懲役若しくは罰金などが課せられてい
る非常に厳しい内容となっております。そういった部分で悪用などを抑止し
ていこうということではないかと思います。

4 ページをご覧ください。ここでは行政機関、地方公共団体における個人

番号の利用事務などについて記載されております。例えば当市では職員の給与計算をして個人番号が記された給与支払報告書などの書類を関係機関に提出するということになっております。また、社会保障・税・災害対策に関する一定の事務において個人番号を利用するということになってございますので、個人番号関係事務とですね、左の上のほうに網掛けでくくってある個人番号関係事務と書いてありますけど、これと個人番号利用事務と言うのが右の上のほうに網掛けでくくってありますけど、両方になるような形になります。そういったことが書かれてあります。

5 ページ目を見ていただきたいのですが、ここでは利用と提供、収集保管それぞれにおける制限事項について記載されております。いずれの場合におきましても番号法で定められた事務以外での個人番号や特定個人情報の利用や提供、収集保管は出来ないということになってございます。

次に 6 ページ目をご覧くださいのですが、これは例えば市が委託先に個人番号利用事務等を行わせる場合、市と同レベルの安全措置が講じられるようにしなければならないということが記載されております。ここに記載されている必要かつ適切な監督行為のようなことについてはすでに個人情報保護の観点から当市において実施されている状況です。必要かつ適切な監督というのは既存の契約とか管理とかそういった事務の中で実施しているところです。今回特定個人情報ということでのご審議ですけれども、われわれ個人情報の保護というのを以前からずっとやってきておりますので、そういった意味合いで、今回特定個人情報が加わったから特別やらなければならないということではありません。ただ、いままで以上に気をつけてくださいという趣旨であると思います。

次に 7 ページをご覧ください。ここでは情報提供ネットワークシステムと特定個人情報保護評価について記載されてございます。まずは情報提供ネッ

トワークシステムについてでございますけども、これはマイナンバー制度を実施するに当たりまして今回新たに構築されたネットワークシステムでございます。その役目は番号法で定められた事務において国の関係機関ですとか市町村などの間におきまして、必要情報の照会と提供が可能となるような仕組み、そういったものとなっております。このネットワークを流れる情報につきましてはそれぞれの機関毎に符号という固定の番号みたいなものがあるのですが、それが流れる情報に付加されて、さらに付加された状態でネットワークに流すときに暗号化されてネットワーク上を行き来することとなっております。その符号は途中で国の機関であって先の符号にまたすぐ変わって流れていくということで、そういった仕組みの中で安全性を確保して、個人番号を直接用いないで情報をやり取りできるという仕組みを作っておりますので、芋づる式に情報漏えいが起きるということにはならないように構築がされているところです。

次に特定個人情報保護評価についてですけども、こちらは 7 ページ目に書いてある内容は要約になってございますので、書類番号 4 の内容を見ていただきたいのですが、一番最初のところの特定個人情報保護評価の概要というのが書かれておりまして、保護評価とは何かと言う風に思われると思うのですが、要するに地方公共団体の我々が個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を予測して特定個人情報の漏えいですとか、かかる事態の部分のリスクを分析して、どのような軽減策をするかということです。適切な措置をするとか、そういうことを宣言しなさいと言う仕組みになってございます。この個人情報保護の評価という部分が審査会条例の中に加わっているのですけども、条例改正案の資料を見ていただきたいのですが、資料 1 の 12 ページです。12 ページの右の改正後ってところの(3)の部分です。ここに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

る法律第 27 条第 1 項に規定のある評価書に記載された特定個人情報ファイルの取り扱いに関する事項について調査審議をすることというふうに記載されております。これが個人情報保護評価という制度と繋がってくるわけなのですが、わかりやすくどんなものなのかというのをご理解いただくために書類番号 4 の 1 ページ、2 ページ目をご覧ください。ここに特定個人情報保護評価書のうち基礎項目評価書というのがあります。これは本物なのですが、住民記録ですとか税ですとか業務ごとに公開しているのですが、これが定められた様式での内容となっております。これを見ていただくとわかるのですが評価書名が書いてあって、どういう事務で使われる、個人のプライバシーの権利利益保護は宣言せよとなっているので宣言をしている、評価実施機関はどこで、事務の名称は何で、概要はどうで、システムの名称は何で、ファイルはどんなものがあって、法令上の根拠はなんなのかというところがあって、情報提供ネットワークによって情報連携はあるのかというところがあって、それについても法令上の根拠があって、担当部署はどこかというようなことが書かれています。最後のページにしきい値判断項目というのがございますけれども、これは内容がちょっと変わってきまして、石狩市の場合は全てのデータにおいて評価書の基礎項目評価というものを実施しているのですが、石狩市の場合は 10 万人未満ということになってございます。その場合は基礎項目評価に該当します。しかし、内容的には例えば重大な情報漏えい事件が起きてしまいましたといった場合には段階が次の評価のところから 1 段階上がるような形になります。そうなりますと基礎項目評価という段階から 1 段階上がる重点項目評価という内容になります。様式の枚数からいくと基礎項目評価が国で定められた様式では 4 枚ほどの様式なのですが重点項目評価になると 14 ページになるということでより厳しくなります。さらにまた何かあると全項目評価となってさらに段階が上がって、

もっと厳しい評価をしなくてはならないというような、そういう仕組みになってございます。石狩市がどういった判断で基礎項目評価になったかと言いますと、まず対象人数は何人かということから判断されます。石狩市の場合は今回全ての業務について出しているのですけどもデータの的に 1 万人以上 10 万人未満です。それで特定個人情報ファイルの取扱者数はそれぞれの業務において 500 人未満です。それ以上だと重点項目評価に該当してくるのですけども、未満なので基礎項目評価になります。また過去 1 年以内に特定個人情報に関する重大事故を発生させたかという判断がありますが、今はまだ制度が始まる前で、ないということになります。ここでもし重大事故があったということになりますと基礎項目評価に加えて重点項目評価もやらなくてはならないということになります。その重大事故が起きた場合の話なのですが、そういったときに適切な情報保護対策、原因の分析と対応は適切であるかということをご審議いただくために、審査会条例に今回評価書に関する内容という内容を盛り込ませていただいております。これが俗に言う P I A というプライバシー・インパクト・アセスメントのことで後に色々な場面でこの略称が使われることとなります。

【向田会長】 そうすると評価をする機関はどこになるのですか。

【椿原課長】 基礎項目評価においては実施機関が基礎項目評価書を作って公表するだけの段階です。市のホームページですでに公表しておりまして、資料番号の 4 の後ろから 2 枚目、これはマイナンバー制度の石狩市のホームページの画面ですけども、ここの下に表がありまして、これが現在公表している特定個人情報保護評価書一覧になります。先ほど見ていただいたのが評価書番号 1 の住民基本台帳に関する事務になっております。今のところ評価書番号 9 まで公表しております。こちらは必要に応じて追加していく仕組みになっています。その他に、国の特定個人情報保護委員会にも送っておりますので、そち

らのホームページから見られるようになっております。そういうような形で公表しなさいという決まりになっておりますので皆さんに見ていただけるような形にしております。これが書類番号 3 の 7 ページ目の特定個人情報保護評価についての説明です。

次は 8 ページ目、その他の取り扱いということで保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、これは行政機関等が保有する特定個人情報及び情報提供等の記録に関する措置要求については番号法において適用除外となっております。情報提供ネットワークですとかそれ以外で利用及び提供の制限などがあった場合において適用除外になっているところでありますので必要に応じて条例改正をしてくださいということです。あと個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、これは地方公共団体にはあまり関係はありません。9 ページ目のその他の取り扱いの②のところをご覧ください。ここでは開示請求、訂正請求、利用停止請求のことについて書かれております。先ほど作田から説明してございますけども行政機関等の保有する特定個人情報に関する開示・訂正・利用停止の請求等については番号法第 29 条と第 30 条によって行政機関個人情報保護法などが読み替えられて、従前の代理人の範囲を法定代理人から任意代理人に拡大しますといったような内容が書かれております。訂正請求についても代理人の範囲拡大がされ、情報提供等の記録については事案の移送の禁止などが書かれております。利用停止請求につきましては代理人の拡大のほかに請求事由の追加等ということで番号法第 19 条、第 20 条、第 28 条になりまして特定個人情報の提供の制限と収集等の制限とファイルの作成の制限、この部分のことを言っております。

10 ページ目に移っていただきたいのですが、安全管理措置概要ということで、個人番号を含むものですから漏洩ですとか滅失、毀損、その他の防止のために必要なことをやりなさいということが書いてあります。安全管理措

置の必要な手順としましては、個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化をするということでございます。こういう部分は我々行政機関ですので組織の中の規定で事務分掌というものがございまして、そういった部分でなになに課のどこどこ担当はこういう仕事を担当するときちゃんと決められております。そういった形での対応になっております。基本方針の策定、取り扱い等の見直しという部分ですけれども、基本的には今も個人情報を含む行政情報の管理というのは内部の規定で定められておりまして、情報セキュリティポリシーという規程で行政情報を含む個人情報の保護への対応がなされているということですが、今後は特定個人情報について追加して改正する必要があるかということは別途検討していこうかなと考えてございます。

次の 11 ページ目はこういった資料がありますかということなので省きまして、12 ページをご覧ください。講ずべき安全管理措置の項目として付帯項目があげられていますけれども A として基本方針の策定、取り扱い規定等の見直し、C として組織的安全措置、D として人的安全措置、E として物理的安全管理措置、F として技術的安全管理措置ということで、こういったことをやってくださいよという意味なのですが、ここはもっとわかりやすく説明するとどうなるかという書類番号 5 の最後の資料を見ていただきたいのですが、石狩市における情報保護対策というものの内容を箇条書きにしております。マイナンバー制度の導入前から実施されている情報保護対策というのはどういうものがあるかという情報システムの対策というのとネットワークシステムの対策、庁舎施設の対策、人的な対策それぞれあります。情報システムの対策としては各業務システムの操作権限の管理、これはログイン ID とかパスワードなどで関連付けられたアクセス権限、アカウントの管理、2 番としてログイン情報のログ管理の取得、3 番としてコンピュータウィルス対策ソフトの導入及び運用、4 番としてサーバー OS 等へのセキュ

リティパッチの適用、5 番として迷惑メール等怪しいメールを遮断する専用機器を導入のようなことを従前からおこなっております。ネットワークシステムの対策としましては 1 番として庁舎内ネットワークを 3 つの種類に分けて構築運用しています。インターネット系と結ばれている情報系、遮断されている業務系と住基ネット系この 3 つのネットワークで構築されております。2 番としてインターネット接続点などの要所にファイアウォール、防御壁の機器なのですけれども容易に侵入できない機器の導入をして運用しております。3 番として不正な情報機器の庁舎内ネットワーク接続を遮断する仕組み等の運用。どこの誰かがわからない機械を持ってきて LAN につないで情報を盗もうとしても石狩市の場合はできません。そういった仕組みの導入をして安全性を担保しているということになります。庁舎施設の対策としては電算室と呼ばれているサーバールームの入退室の制限、これは入退室管理簿に記載する義務と施錠管理の徹底で対策をしております。2 番として個人情報を取り扱う事務フロアへ部外者の立ち入り制限。3 番として閉庁時間帯及び祝祭日等の管理。これは守衛室で対応しているのですけれども、そういったことをしています。これが 1 番大事だと思っているのですけれども人的な対策、これは 1 番として情報管理責任者、各課の課長職向けの情報セキュリティ教育の実施を行っております。

【向田会長】 頻度はどれくらいですか。

【椿原課長】 最近は e-ラーニングを用いての教育と集合研修と両方実施しております。

e-ラーニングのいいところは時間に制限を受けなくて自分ができるときに勉強ができるということなので、e-ラーニングをやっていただいてその感想と問題点があれば教えてくださいということで回答をもらっております。あとはやはり集合研修です。最近の情報セキュリティ事件の事案なんかも含めて説明して気をつけるポイントなんかも教育しているというような形に

なっております。ここでいう全職員向け情報セキュリティ教育の実施というところと併せてやっていくという感じになります。あとは情報政策課担当職員による情報セキュリティ対策の実施状況調査というものをやっておりまして、書面調査と実地調査の両方がございます。それを行うことによってきちんと行われているかどうか、されていないのであればどういう理由なのか、どうすべきなのかという指導、そういう部分の活動をしております。年度の初めに情報セキュリティ委員会という副市長をトップとする庁内の委員会で一年間活動する内容の審議して内容の決定をしております。それを実施した結果は年度末に情報セキュリティ委員会を開催して結果はどうだったかという報告をして、次につなげるべき部分があればその部分を残していくような形をとっております。いわゆる P D C A サイクルというような形での運用を行ってきております。そういったことがマイナンバー制度導入後から追加すべき対策で検討中のものが裏面に書かれておりまして、今までやってきているのですが今回マイナンバー制度導入されることによってさらに情報保護対策を強化しなければならないだろうということで、予算が絡むことなのでこれから 9 月の議会に諮ることとなっております。情報システム対策としましては市民課窓口への生体認証装置の導入と運用がございます。指静脈、指紋や生体認証システムにも種類があるのですがこれもこれを画面展開する度に認証するといった形で間違いなく本人がその情報にアクセスしたというログも取れるという形での運用をしたいと考えております。もう一つネットワークシステムの対策としては、1 番として庁社内ネットワークの高速化と冗長化。当市のネットワークは庁舎建設以来、拡張を繰り返してきた庁内ネットワークでございまして、非常に古い仕組みになっておりました。業務中に機器の不良によってネットワークが止まってしまうという部分もありましたので、そういったことがあってはならないということで庁

舎ネットワークの高速化と冗長化を今回構築中でございます。

2 番として情報系と業務系を接続するためのセキュリティ対策として接続点に侵入検知機能を備えた防御壁となるファイアウォールという機器を導入して運用します。今回マイナンバー制度が導入されると情報提供ネットワークというのが L G W A N 回線というものを使うのですが、これは国と地方公共団体とを直接繋ぐものなので、その回線と業務系は独立して回線されていたということがありますので、そこを余計な情報が行き来しないような形で接続するという対策を施そうとしております。

もう一つは庁舎施設の対策の 1 番として電算室の入退室制限をより強固なものとするところがあります。従前から入退室管理簿の記載の義務と施錠管理ということをおこなっていたのですが、それでは実質的にどうなのであろうということがありまして、ドアを電子施錠にして生体認証による入退室管理を行ってその記録も実際に取得するという対策を予算措置を要求しているところでございます。

人的対策としましては 1 番として全職員向けのマイナンバー制度の研修実施、これは今実施している最中です。全 2 2 回の研修会を今のところ予定しておりますが、場合によっては追加しなくてはならないかというような状況でして、職員全員がマイナンバー制度の基本的なところはおさえているぞという状況に持っていこうと活動している段階です。これによって今はマイナンバー制度に関係の無い課の職員も市民からなぜ関係ないのかときちんと説明することができるようになります。関係のあるところはもちろん、職員はマイナンバー制度に関係があるという認識を持ってもらうということになりますので、こういった部分は行政職員の常識というようなレベルまで持っていきたいと思ってやっております。

2 番として情報システム担当者向けの研修の実施。これからマイナンバー

制度が導入されますと個人番号が入った状態の情報システムに触ることになりますけども、その時の操作研修を対象者に対して別途行うということで人的対策をおこなっていこうと考えております。これはまだ実施しておりません。これからの予定です。

【向田会長】かなりの予算が必要ですが、国からの予算は助成金というのはあるのですか。

【椿原課長】国からの補助金というのも交付はされているのですが、例えば情報システム改修費なるもので、例えば総務省分ですとか厚労省分というように予算は出るのですが各市町村に導入されている情報システムのメーカーですとか内容ですとか千差万別なので、国は各々要求を聞いて対応できないものですから国は国の理論で人口規模別の支給の上限みたいなものを定めて、これからあふれる部分に関して持ち出してやってくださいとして、持ち出しの部分は交付税も考えているというような対応になっております。

【向田会長】機器の統一はしているのですか。

【椿原課長】機器の統一はですね。国も実際は入札でやっていることが多いと思います。

【向田会長】入札はやっているけど、実はという話を聞いたけど。

【椿原課長】それは我々の耳には入っていないのですが、各市町村に入っている情報システムというのは住民記録はA社で、税はB社というようなこともあります。星の数ほど組み合わせがありますのでなんともいえないと、そこにさらにソフトウェアの部分が加わってきますので更に流動的です。そのため国としてはお金は一律に出しますという対応になっておりまして、それを活用しながら市町村はシステム改修を進めていっているという状態です。これが資料5の部分と資料書類番号3の12ページの部分の組み合わせの話になります。

【向田会長】ここまで聞いて、今までのところで何かご質問ありますか。

【村上委員】まだ、ちょっと、イメージがなにかつかみにくい部分があるのですが。

今お聞きした中ではマイナンバー制度が始まって、個人情報保護条例の直さなければならない部分というのがあるよということでしたけど、最後まで聞いていくとマイナンバー制度とは具体的にはどうなのかなと。それがわかっていないというかそういうところに行き着きました。例えば先ほど色々実施しなければいけないというふうになって、いわゆる電算室というのがあるのでしょうか、その中だけでこのマイナンバーの情報という部分が管理されるのか。そういうわけではないのですよね。具体的にどうなっているのかしら。

【椿原課長】今でもそうなのですが、主に電算室に集約しようとしているのですが、なぜ電算室に情報、サーバーなど中心となる機械を集約しているかという管理が一箇所に集中することによってセキュリティを高めやすいという事情がございます。一箇所に集めて情報を管理する意味合いとほかに機器は大量の熱を発生するのできちんと空調が整っている場所に置きましょうということでサーバールームに集約して置くようにしています。その部分をきちっと管理して対応していくのですが、そこにアクセスする端末ですとかパソコンですとか、そういった箇所からのアクセスで情報は業務に使えます。端的に言うとそのパソコンからサーバーの情報を表示して、それを見たり入力したり証明したり印刷したり業務をやっているわけです。情報の管理としてはサーバールームだけを守っていればいい訳ではなくて、末端のパソコン、端末もきちんと管理をしないといけない。つまりサーバールームも管理しなくてはいけない、人間もきちんと教育して対応しなきゃいけない、部外者が入ってこられないように対応しなくてはいけないなどトータルの情報対策をしないとイケないというような考えで動いております。

【村上委員】情報管理責任者が担当課の課長さんということで、マイナンバーが色々な

ところで必要になってきた時には課長さんのみがアクセスして、出力するということなのですか。それとも担当の係員がするのですか。

【樺原課長】もちろん各課の中の担当ごとにやれる業務は決まっていますので、やれる業務の範囲内だけ情報システムにアクセスできる権限を与えます。与えられた権限以外のところにはアクセスできないという仕組みに今もなっていますので、そういった形で運用をしていくということになります。ですから課長だけでなく担当内でも自分の業務範囲、権限範囲で操作できるようになっております。ただ情報管理責任者は課長であるということです。

【村上委員】マイナンバー制度になることで今までとの大きな違いというのは一人一人の個人のナンバーが付いたということで、情報が一括して見られるような状況になるのがマイナンバーですね。そうすると端末を使用する職員が必要でないような特定の個人の情報を知りたいと思ったときには、担当の部署のところでアクセスすれば個人の情報の全部が見られるとそういうことなのですか。今までと違うところはどこなのでしょう。

【樺原課長】基本的には個人を特定しうる決定的な鍵が今回の個人番号ということになっているのですが、今までも仮名、氏名を用いて個人を特定するような業務をやっております。今、マイナンバー導入前に窓口に来たお客様について情報を検索する時というのはまず氏名を用います。つぎにどこにお住まいか、生年月日はいつかというのを聞いてアクセスしてそれに対しての情報を出しています。今度はそれがマイナンバー制度になると個人番号があれば、国民ひとりひとりに重複の無い番号が付いていますから、個人番号だけでも情報を引き出すことができるというふうな仕組みに変わるのですよね。引き出すための鍵が個人番号という個人を完全に特定できるというものであって、担当の業務の行為自体は今までとなんら変わりません。自分が興味本位で情報にアクセスするとかそういったことは現在でも一切禁止です。それは

目的外利用なので、番号法でも当然そういった行為は厳しく制限されます。今まで以上のことをやってしまうと罰則がきついですという状態になっています。

【村上委員】今まで扱ってきた個人情報としての範囲で言うと年齢とか性別ですとか基本的なものはいいとしてもその他の情報というのはいらないのではないかなというような話がされてきたと思うのですが、マイナンバーにしますと税の賦課だとか収入だとか全部含めて一括でわかってしまう状態になってしまいうようにイメージされているようなところがあると思うのですが、そういうものがわかるということなのですか。

【椿原課長】業務自体の内容は今までと変わりません。例えば賦課業務をするにしても賦課業務の行う内容については今までと一切変わらないのです。例えば個人に住民税を賦課しようとしたときに申告書もあれば給与支払い報告書もあれば複数の所得関係の資料が集まってきます。それがマイナンバー制度になると個人番号というものを使って集約しやすくなりますよとなるのです。集約しやすくなりますということであって、集約自体は今もやっております。仮名氏名ですとか生年月日ですとかと突合して、たぶん同じ人だろうということにかき集めてやっているのですが、番号を使うと間違いなくこの人だからこの資料は全て同じ人のものというように簡単に確定できますよということです。やっていいこと悪いことというのは今の制度の運用と変わらないということです。目的外で使用してはいけませんとか定められた業務の範囲内でしかやってはいけませんというような基本的な仕組みは番号制度が入る前と入った後では変わらないのです。

【村上委員】 ちょっとわからないですね。

【矢吹副会長】 やってはいけませんというのはわかりますけれど、やれるかというのはまた別問題ですよ。例えば、住民票を発行するところの端末でその人の番

号を用いて税金の賦課状況とか何かを見ようと思えば見られるのですか。

【椿原課長】例えば市民課の職員ですと市民課の業務の範囲でしか業務システムでアクセスすることができないような仕組みになっております。市民課の職員が課税状況を見ようと思っても見られない仕組みになっております。あくまでも市民課の職員は住民基本台帳の住所の異動ですとか、出生ですとか、死亡ですとか、転居ですとかそういった業務のためにしか触れられないのです。そういうような仕組みになっていますので、番号制度が入ったことで所得情報も知れるようになるのかというところという風にはなっておりません。

【村上委員】そういったことはどこかに書かれているのですか。目的に応じて見られる見られないというのは。

【椿原課長】それはですね。先ほども言いましたけども番号を取り扱う事務の範囲という部分で事務的に A 課の B 担当は市民課の住民戸籍担当の仕事しかやってはいけませんというように決められていますので、決められている事務と情報システムがどういうふうに結び付けられているかといいますと関係する情報システムの画面しか見られないような制限を掛けているのですよ。その人固有の ID とパスワードがあるのですがその ID とパスワードで入るとその人ができる業務の範囲にしかアクセスできないようになっているのですよね。

【村上委員】単純に考えると 1 枚の紙に一人の情報が全て載っていて、縛りがあることで権限の無い部分にはぼかしが入っていて見るできないということなのですか。

【椿原課長】基本的には既存のシステムに個人番号が加わったというふうに考えていただければ間違いないと思います。ただ個人番号というのが非常に取り扱いがナーバスなものですから、最初に画面を開いた時にいきなり個人番号が表示されるような仕組みになっているかというところということはありません。更に

ワンアクションかけないと中の番号までは見られないようなそういった保護対策もとられたシステムになっています。

【村上委員】バラバラの情報がたくさん入っていて、ある業務の関係でアクセスしたときにその人の関係するものだけが拾われて出てくるとそういうことなのですね。

【椿原課長】元々、市役所の業務にはそれぞれの法律の縛りで定められている範囲でしか仕事ができないようになっていますので、例えば市民課ですと住民基本台帳法ですとか戸籍の関係法令ですとかそういう縛りがあります。そういった業務の範囲でしか触ることができないという制御にしなければいけないのです。それを飛び越えて税務課で見られる内容まで見れてしまうとそれは事件ということになります。

【村上委員】一つ質問です。個人情報の時自分の個人情報を知ることができるというのがありましたよね。マイナンバーのときも税の賦課だとかだけでなく自分の情報を知りたいといったとき全て見ることはできるのですか。

【椿原課長】今までどおり制度的には個人情報の開示請求というのはできるようになっております。その他に今回マイナンバー制度が導入されることによって情報提供ネットワークという部分で情報がやり取りされるようになるのですが、でもその時に自分の情報がどういった機関からどういった理由で照会されて提供されたかというのがわかる仕組みを国のほうで用意することとなっております。それはパソコンなどでアクセスして見られるような仕組みになるということなのですが、そのためには個人番号カードというものが必要になるはずです。私が間違いなく椿原ですといったことを認証しなければ見せられないので。

【村上委員】e-Taxのようなものですね。

【椿原課長】ネットワークで自分の情報はどういう風に使われたのか見ることができる

仕組みです。それが通称マイナポータルという仕組みになります。

【村上委員】ありがとうございます。私なりにマイナンバー制度を学習させていただきました。

【向田会長】では続けて。

【椿原課長】14 ページにいきたいと思います。講ずべき安全管理措置、基本方針の策定、取り扱い規定等の見直しになっておりまして、これは特定個人情報を取り扱うに当たりまして基本方針を定めてくださいということです。石狩市の場合、既存の石狩市情報セキュリティ基本方針というのがありまして、これは特に個人情報や特定個人情報に絞った形ではないのですが、行政情報という大きなくくりで適切な管理をしていく基本方針を定めております。当然その中には個人情報も含まれておりまして、個人情報の他に法令秘情報ですとかまだ公開できない意思決定過程の情報ですとか色々踏まえているのですが、そういったものを全部含めてどういうふうにするかという基本方針を定めております。そういった部分で対応している B の取り扱い規定等の見直しということで重要視されているのは責任者を定めること、そしてその指示に従うことです。2 つ目に書いてあるのですがこの責任者というのは情報管理責任者などが該当しますのでそういった意味では既存の規定を適用するなどしてこれからも運用していくということになります。特に特定個人情報という意味での追加とか変更があったほうが都合がいいと思われるときは逐次変えていこうかなとは思っていますが、当然既存の個人情報保護として規定されていますので、その中には特定個人情報も含まれるというような状態でございます。

次に 15 ページの安全管理措置、講ずべき安全管理措置と組織的安全管理措置となっております。組織体制の整備となっておりますけれどもここに統括責任者を置いてくださいよとか保護責任者を置いてくださいよとか監査

してくださいよとか色々書かれているのですが、これらも石狩市情報セキュリティポリシーという大きな規定の枠組みの中に包含されるような形になっております。情報セキュリティの統括責任者というのを 1 名おいてくださいというのは当市で言うと情報セキュリティ委員長という形で副市長が当たっております。保護責任者というのであれば情報管理責任者、これは先ほども申し上げましたように各課の課長職、そして監査の部分につきましては情報政策課が事務局になって情報セキュリティ対策の実施状況の調査の活動を行って委員会に報告をして対策の状況を確認していくというような動きになっております。あと事務取扱担当者及びその役割の明確化という部分は事務分掌で対応していきます。範囲の明確化というのは情報システムのアクセス権限設定と事務分掌が紐付いた形での対応になります。さらに事務取扱担当者が取り扱い規定に違反している事実、兆候を把握した場合につきましては情報セキュリティポリシーの中でセキュリティ事故が起きたときにどういった流れでどういった判断を報告しなくてはならないのかという流れが規定されていますのでそれを運用することで対応はできるというふうに考えております。次に 16 ページにいきます。安全管理措置、講ずべき安全管理措置ということで取り扱い状況を確認するための手段を残しておいてくださいということですが、これは情報システムにおけるログ情報、アクセス状況ですね。この情報を取得管理することで対応をしていくということになります。情報漏えい等事案に対応するための整備という点では情報セキュリティポリシーの中では情報セキュリティ委員会の役割となっております。取り扱い状況の把握及び安全管理措置の見直しという部分につきましては我々情報政策課で実施状況の確認、安全管理措置の実施状況の確認をやっておりますのでその中でわかったことなどについては情報セキュリティ委員会に諮ってその内容を協議するというようになっております。17 ペ

ージに移りまして安全管理措置、特定個人情報等の適切な取り扱いのために次に掲げる安全管理措置を講じなくてはなりませんとなっております。これは事務取扱担当者の監督、事務取扱担当者の教育となっております。これは情報管理責任者に対する教育ですとか実施状況の確認ですとか、情報管理責任者が情報を管理するにあたってどういった部分で困っているかとかをきちんとフォローすることで対応しています。それに併せて情報システムを運用する担当者の研修も今回実施していこうと考えておりますのでそういった形でフォローをしていく予定です。18 ページに移っていただいて物理的安全管理措置ということで先ほど書類番号 5 でご説明差し上げましたけれどもサーバールームの電子施錠化や生体認証装置の導入ですとか入退室管理の記録の保管ですとか、そういった部分をこれからやっていきたいと思っております。加えまして市民課窓口の端末への生体認証装置の導入なども予算要求をしている最中であります。19 ページ目安全管理措置ということで機器及び電子媒体等の盗難等の防止ということで、これはデスクトップ型の機械だとセキュリティワイヤーで固定するだとかノート型パソコンであれば退庁時は机の中にしまうなどです。媒体の管理という面では媒体管理簿を備え付けて媒体の管理をしてくださいですとか情報を持ち出すときは持ち出し管理簿によって持ち出しの管理をしっかりやってくださいということ規定しておりましてこれも情報セキュリティポリシーの中で規定しているのですが、それがきちんと為されているかというのも実施状況の確認の現地調査によって我々情報政策課で確認しています。

次に 20 ページ目の安全管理措置として個人番号の削除と電磁媒体等の破棄ですけれども、これにつきましても現在も実施しておりましてもう使わなくなった情報機器のハードディスクの中に色々な情報が入っているのだけれども、基本的に物理的にそれを破壊するという措置を基本に対応しており

ます。ただしリース等で借りている機械そのものをリース会社に返すときには資産価値があるものですから物理的な破壊ができないということになりますので、そういった場合にはデータを抹消するめの専用のソフトウェアがあるのですが、それを使って記憶する部分にランダム of データを書き込んで全部塗りつぶしてしまうというような処理を行って、完全に復元不可能にしてから返すというちょっと面倒な処理なのですけどもそれを 1 台 1 台やっております。それをやることによって情報の流出を防いでおります。

21 ページ目に移りましてここが技術的安全管理措置ということでアクセス制御ですとかアクセス者の識別と認証、不正アクセスの防止、情報漏えい等の防止ということです。例えばアクセス制御ですとシステムごとの業務範囲の設定を行って業務範囲外のことはできないように縛りをいれるとかアクセス者の識別と認証は I D ですとか生体認証装置による生体認証ですとかそういったことで行います。

不正利用防止の部分では例えば業務システムのネットワークをインターネットに繋がっているネットワークからきちんと分離するなどに対応しております。情報漏えい等の防止ではここに書かれている特定個人情報などをインターネットにより外部に送信する場合ですけど、今のところ我々の方でそういった使い方は想定しておりません。これは結構とんでもないことなので今のところは考えられないと思っております。どうしてもやらなくてはならないとなった場合は厳重なパスワードロックがかかるような仕組みを使ってやらなくてはいけないと思うのですけども基本的にはそれでもリスクは高いなと考えております。

【向田会長】 どういう場合を想定しているのですか。

【椿原課長】 それも我々の方では想定がつかないです。そういったことがあった場合は防止する手立てをしてくださいという意味合いなのかなと思っております。た

だ、それが今なんなのですかと聞かれると我々の方もこういう状態ですと
答えするしかないです。22 ページから 25 ページにつきましては先ほど作
田のほうの説明した内容と重複しますので省略させていただきます。以上書
類番号 3、4、5 についての説明が一通り終わりということになります。

【向田会長】以上、何か質問等ございますか。この書類番号 1 についてはこのように改
善されますということですね。

【椿原課長】はい。ご報告とさせていただきたいと思います。

【向田会長】それから審査会条例の一部改正ですね。

【椿原課長】はい。審査会条例の一部改正は先ほど書類番号 4 で説明した内容になりま
して評価書にある部分での取り扱いの調査審議というものを追加させてい
ただきました。該当するケースとしましては何らかの原因で業務システムの
対象者人数が 10 万件を超えた場合には、今は基礎項目評価なのですが
重点項目評価に上がります。セキュリティ事故を起こしましたといった時に
その原因はこうでした、そのための対策はこうしますということにご審議を
いただく時に重点項目評価書を我々が作ってそれについて内容をご審議し
ていただく場合が想定されます。今の基礎項目評価のレベルですとないと考
えていただいて結構です。

【向田会長】はい。以上のとおり番号法の制定、施行に伴って条例の一部改正しなくて
はならないこと。条例制定後、今説明されたとおり万全を期したいというこ
となのですが、まだ質問等ございましたらどうぞ。

【植松委員】すみません一つよろしいでしょうか。不勉強なもので教えていただきたい
のですが資料番号 2 の改正に伴い必要になる条例改正の表になっている
ページ 4 に③で開示、訂正、利用停止請求における任意代理人の追加とい
う項目がありますけれども、今回のマイナンバーに係るものは税と社会保障
と災害時の利用と限定されていますけれどもその範囲で任意代理人における

開示請求というのはどういうものが想定されるのか具体的に説明していただけますか。

【椿原課長】それは特定個人情報、個人番号と一緒にになっている情報ですが、氏名、住所や個人番号などを自分の情報として見たい場合に開示請求というのを今想定しています。内容の如何に関わらずそういう情報があって自分がそれを見たいですというのを想定しておりまして、具体的に今どういうものを想定しているかというたとえば住民基本台帳について開示請求するとか税の所得情報について開示請求しますとか介護の介護報酬関係の開示請求をしますとか色々なケースでのものが想定されます。それに個人番号が含まれている場合、特定個人情報の開示請求という形、個人番号も含めて開示したいということであればそういう形になります。今まではそういった開示の際は法定代理人もしくは本人でないと開示請求はできなかったのですが、これからは特定個人情報については任意代理人を認めているという形になりますので、この趣旨を踏まえまして任意代理人も開示請求できるという対応に変えさせていただきました。特定個人情報につきましてはそういう形にさせていただきます。

【矢吹副会長】番号を忘れたときはどうするのですか。

【椿原課長】番号通知カードを無くした時ですね。それは再請求できますね。番号付きの住民票を発行するということになります。

【矢吹副会長】そうするとその住民票を取る時には番号はいらないということですか。

【椿原課長】本人確認のための別な書類、例えば運転免許証ですとかそういったもので本人の確認をして、そして番号付きの住民票を申請するということになります。もちろん番号無しも出せます。

【斯波委員】資料 1 のこの条例案のつくりがピンと来ないのですが 1 条と 2 条それから 3 条とありますよね。この関係ってどういう風に読んだらよいのですか。

【樺原課長】1 条は情報提供ネットワークに関する以外の部分に限定してあります。従いまして施行日が 10 月 5 日を予定している部分になります。2 条の部分は情報提供ネットワークの施行がされた以降を考えておりまして、まだ決まってはいいのですが平成 29 年 7 月頃になるのではないかと考えています。施行が 2 段階になっているせいで、今回敢えて第 1 条と第 2 条という形で分けさせていただいております。

【斯波委員】これ一本の条例とするわけですか。

【樺原課長】はい。個人情報保護条例という形では一本です。ただ施行日は分かれています。

【斯波委員】附則で入れていくわけですね。

【樺原課長】附則が 13 ページ目になっておりましてこの条例中第 1 条及び第 3 条の規定は平成 27 年ですね。第 2 条の規定は番号法の附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行日が来たら施行するというような形になってございます。

【斯波委員】同じ条文が出てくるのに 1 条と 2 条にね。なんでこういう風になるのだろうと単純に思ったのですけども。

【向田会長】その説明内容についてご質問ありましたらどうぞ。

【村上委員】資料番号の 3 の 5 ページかな 4 ページかな。この図の中で情報提供ネットワークシステムというのがありますけど、1 番最初に新しくこのようなものが作られてというような話がありましたよね。オンラインで結合する中のネットワークシステムとは違うものなのですか。

【樺原課長】この図が情報ネットワークシステムの概要図です。石狩市役所はどこかというと右下の部分です右下の肌色の部分が石狩市役所と見ていいです。宛名システムですとか福祉システム、税務システムとかが書いてあります。この肌色の部分が市役所のシステムということになります。そこに情報を集めてそこから先 I F (アイエフ) システムとなっているのがインターフェースシ

システムの略なのですけども、ここから線が一つ左に伸びていまして符号を用いて情報連携を行うというのがここに書かれています。それで他のところに情報提供機関 A、B とか、またそこから L G W A N などと書かれているところから線が伸びています。そういった形で情報をください、はい、あげますというやり取りをこういうネットワークでやると。これが新たにマイナンバー制度で導入されたネットワークというものになります。ここに中間サーバーと書かれているところに符号と書かれています。符合 C と書いてありますね。これが団体、機関ごとで持っている符号が違うのです。石狩市役所と江別市役所では符号が違うのです。符合をつけて左のほうに情報が流れていきます。コアシステムというところに流れていって、ここで情報提供機関 A と書いてあるところ情報を持っていくときにはこのコアシステムというところで符号 C という内容を符号 A という内容に換えて流します。そういった仕組みになっています。これをやることによって情報が芋づる式に抜き出されないような仕組みになっています。分かりづらいかと思うのですけども。

【村上委員】いわゆる今までの中でのネットワークシステムで言うと委託したり再委託したりとかの中で問題とかがあったと思うのだけど、このネットワークシステムはそれとは違うのですか。

【椿原課長】はい。国で構築しているネットワークシステムになります。

【村上委員】そうすると情報照会や提供において石狩市は提供ということになるのですか。

【椿原課長】どちらでもありえます。石狩市は情報照会機関にもなりうるし提供機関にもなりえますという意味で情報照会、提供機関と書いてあるのだと思います。情報くださいっていうこともあれば、くださいと言われたのであげますということもありえます。ただ照会にしても提供にしても法律で定められた範囲の中でしかやってはいけませんと縛りが入っています。これが今回新たに導

入される情報システムの全体像になっています。一番左上のところにあるのがマイナポータルといって、どういう風に自分の情報が使われたのだろうかというのを見ることができる仕組みです。これも国が構築することになっております。

【村上委員】この平成 28 年の 1 月以降という感じですか。個人番号カードが交付というのはそれ以降で、それに伴ってこのマイナポータルが使えるということですか。

【椿原課長】マイナポータル自体は 1 年ほど提供が遅くなります。

【斯波委員】この下の地方公共団体情報システム機構というのは今の情報提供ネットワークシステムというのとは違うのですか。

【椿原課長】コアシステムのところですか。実態はどうかこの図ではわからないのですが、運用には関わっていると思います。

【斯波委員】連携しないとできないような感じがしますよね。

【椿原課長】国と書いてあるのですが、実際には地方公共団体情報システム機構が関わっているはずです。住基ネットを運用した経験もありますからそういうことになるかと思います。主に番号の付番のときは既存の住基ネットの仕組みを用います。

【村上委員】そういう場面のこういう情報欲しい、あげますという部分もマイナンバー全てということではなく、目的に応じた中身にだけ限定されて情報を持つていくということですか。

【椿原課長】はい。欲しい情報というのは法律で定められた内容でないと取りに行くことも渡すこともできないというような仕組みになっています。もっと詳しく言うと法律もしくは条例で定めたということになりまして、社会保障や災害対策の部分でそれぞれの自治体が条例で法の趣旨に沿うような形で法律には無い独自利用を行うことも可能な制度にはなっております。その部分につ

きましては石狩市でも検討している最中でございます。

【村上委員】あとは国とか公的機関の中でというイメージですね。

【椿原課長】はい、そうです。

【村上委員】システムが壊れてしまうというのはあり得るのですか。

【矢吹副会長】それはあり得るにはあり得るでしょうね。

【向田会長】人間のやることですから完璧なものはないでしょうね。

【椿原課長】情報セキュリティ対策の基本には完璧な対策というのはないというのはマインナーも同じと考えてよいと思います。

【向田会長】大体ご理解いただけましたでしょうか。

【村上委員】大分勉強しましたね。

【椿原課長】そう言っていただけるとありがたいです。

【向田会長】今説明のありましたようにこの個人情報に関する制度の運用のあり方について答申としてはこれを認めることでよろしいですか。ただ先ほどありましたセキュリティ対策については引き続ききっちりやって欲しいという、そういう意見をつけて答申ということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

＝答申読み上げ＝

【向田会長】それではどうも遅くまでご苦勞様でした。ありがとうございました。

議事録確定 平成 27 年 11 月 13 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向田 直範 印